

「広報かたの」市民のひろば掲載の手引き

「市民のひろば」は、市内で活動しているグループや団体が開催する催しや、サークルなどの会員募集のお知らせを掲載することで、市民の自主的な活動を支援することを目的に設けています。掲載基準は以下のとおりです。

1. 掲載可能な団体

- A 交野市ボランティアセンターに登録しているボランティア団体
- B 市内に所在地のある公立校（園）・社会福祉法人・NPO 法人・自治会・区
- C 秘書広報課に登録をした団体（A・B以外の団体）

2. 掲載できない内容

〈A～C 共通〉

- ①公序良俗に反する内容、政治・宗教活動、営利目的の内容を含むもの。
- ②政治的色彩・文言を含む内容・催し物、宗教的色彩が強い催し物、特定の思想、史観又は主義主張に偏るおそれのある催し物・相談・カウンセリング・占い等。
- ③会場に公共的施設（市内の各施設・自然に触れ合える山や川など）を使用しないもの。ただし、催しに関しては、近隣市の公共的施設を使用するものは掲載可とする。
- ④有償ボランティアの募集、イベント等の出店者・出演者募集（催し・会員募集のどちらの区分にも属さない内容のため）。
- ⑤講演者（講師）が主催し、講演料を徴収する講演会等。ただし、団体が主催し、依頼した講師に団体の会費から講演料を支払うものは掲載可とする。
- ⑥不特定多数の市民を対象としないもの（同窓会等の案内や、指導者等の募集）。
- ⑦恋愛、婚活、お見合いなどプライベートに関連するもの。
- ⑧その他、掲載することが適切でないと市が認めたもの。

〈C〉

- ⑨先生・指導者自身が運営し、月謝や授業料などの謝礼を得るもの。
- ⑩営業活動につながるおそれのある、専門知識を持った人・団体（資格等を持ち、その資格を生かした営業活動を行っている人・団体）が行う講座や体験教室。

3. 例外として掲載できる内容

- ・個人で行う催しで、入場無料の発表会や展示（「2. 掲載できない内容」に該当しないこと）。
- ・市内で行われた、スポーツ等の大会の結果。
- ・市内から出発する、営利を目的としないハイキングの案内。
- ・市民が創作した俳句・短歌・川柳。

4. 掲載方法と注意点

- ①原稿は必ず、記事掲載依頼書に記入し、原稿締め切り日までに、窓口に提出してください。
- ②「広報かたの」の表記・編集ルールに基づき、原稿の修正・削除・一部省略を行います。
- ③会員募集の記事について、同一団体からの記事は、掲載した号の次号から3か月間空けてください（4月号掲載→8月号以降に掲載可能）。催しの記事については、1か月に2記事以下（紙面の都合上、2つ目の記事は掲載しない場合がある）とし、1つの催しを連載することはできません。
- ④虚偽の内容等が判明した場合は、以後同一団体からの原稿は受け付けません。